

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 土岐市長 加藤 淳司
(実 施 機 関)

審査請求人が令和2年8月19日に提起した、処分庁による公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

土岐市長が審査請求人に対して令和2年5月27日付けで行った公文書一部開示決定処分について、監視カメラcに関する公文書については公開し、その他の部分については原処分のおりとする。

事案の概要

1 公文書の開示請求

令和2年5月14日、審査請求人は、土岐市情報公開条例（平成11年土岐市条例第26号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、処分庁である実施機関（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年5月27日、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書の一部が不存在であるとして、本件処分を行った。

3 審査請求

令和2年8月19日、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して本件審査請求を行った。

4 審査請求の補正

審査請求書の法定記載事項のうち、実施機関の教示の有無及びその内容について記載がなかったため、令和2年8月28日付土総第1390号で補正を求め、審査請求人は、同年8月31日に補正書を提出した。

5 審査請求の対象

本件審査請求の対象は、次の一部不開示（不存在）とされた公文書である。

- ① 過去に土岐市立総合病院（以下「病院」という。）の相談室に備え付けられていた監視カメラ a の（2）設置年月日、（3）性能、（4）ステッカー表示（いつからも）、（5）機種、（6）終了年月日について記された公文書
- ② 現在病院の相談室に備え付けられている監視カメラ b の（4）実施状況について記された公文書
- ③ 現在病院の守衛室前に備え付けられている監視カメラ c の（6）記録、再生する装置はどこにあるのかについて記された公文書

6 諮問

実施機関は、条例第 17 条に基づき、土岐市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して令和 2 年 9 月 18 日付けで本件審査請求の諮問を行った。

理 由

第 1 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨は、一部不開示（不存在）とした部分の公文書は存在しており、開示すべきであるというものである。

なお、反論書において、仮に監視カメラ b による録画録音がなされていないとすれば、掲示物（ステッカー表示「24 時間監視録画中」）により事実と異なる表示はやめ、相談室から監視カメラを撤去し、防犯上の問題は他の方法で解決すべきであると述べている。

2 審査請求の理由

- ① 監視カメラ a は、令和元年 9 月 17 日及び同年 10 月 1 日に、審査請求人が相談室の中へ入った時に確認しており、傍証 3・4・5 で示すとおり存在していたため、備品管理台帳を公開すべきである。

また、令和元年 9 月 17 日及び同年 10 月 1 日に起きたことは、病院に記録されており、審査請求人の個人情報であるため、カメラ a 及びステッカーが不存在で、記録（公文書）がないのはおかしい。2 年から 5 年保存していないといけない。

監視カメラ a について、購入が費用勘定「消耗備品費」としても、継続使用されたのだから、カメラ b と同様に備品管理台帳に記載されていなくてはおかしい。

- ② 監視カメラ b については、ステッカー表示「24 時間監視録画中」のとおり運用されており、審査請求人及びその妻の映像が録画録音されているため、その実

施状況について記された公文書は存在しているはずである。

第2 実施機関の主張の要旨

実施機関の処分に対する弁明の趣旨は、監視カメラcに係る「(6)記録、再生する装置はどこにあるのか」を記した公文書については認容(適正管理のため、備品管理台帳に当該事項を記載し、審査請求人に提示する。)し、それ以外については本件処分の決定は妥当であるというものである。

理由としては次のとおりである。

- ① 監視カメラaについて、令和元年9月17日及び同年10月1日に存在していたことは認めるが、備品登録をしていないため、備品管理台帳等の公文書は存在しない。

実施機関では、4号証の土岐市病院事業財務規則(平成26年土岐市規則第10号。以下「規則」という。)別表第1中「資産勘定「備品」」に該当するものを備品管理台帳で管理しており、監視カメラaは同表「費用勘定「消耗備品」」で購入しているため、備品管理台帳は作成されていない。

なお、監視カメラaは同年9月20日起動の確認をしたところ、故障していることが判明したため、同年10月11日にカメラbに取り替えた。

監視カメラbも消耗備品で購入しているため備品管理台帳の作成は必要ないが、継続して使用していくものとして備品管理が必要と判断し、備品管理台帳を作成した。

また、この経緯については、審査会において、監視カメラbは医療事故や苦情等に対応する安全管理室が管理していくものであるため、故障の有無などを備品と同様に確認・管理していくことが望ましいと購入当時の担当者が判断して備品管理台帳が作成されたと補足説明がなされている。

- ② 監視カメラbについて、ステッカー表示「24時間監視録画中」の掲示はしているが、それは暴力行為等に対する抑止的な措置を目的としており、実際のところ常時稼働はしていない。

2号証の土岐市立総合病院監視カメラ運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)のとおり、暴力行為等におよぶ恐れがあると判断した際に、当事者に使用可能か確認をしたうえで使用する運用であるため、審査請求人及びその妻が入室した際は監視カメラの使用が必要ないと判断しており、映像は録画録音されていない。

よって、(4)のうち実施状況が記された公文書は存在しない。

- ③ 監視カメラcについて、「(6)記録、再生する装置はどこにあるのか」を記した公文書がなかったため本件処分では請求にかかる文書は不存在とした。しかし、今後公文書の適正管理を図るため、当該事項を備品管理台帳に記載し、審査請求

人に提示することとする。

第3 土岐市情報公開・個人情報保護審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、監視カメラ a、b、c の公文書について存在を前提に、本件処分を取り消し、公開することを求めている。

実施機関は、監視カメラ c について「(6) 記録、再生する装置はどこにあるのか」を記した公文書がなかったため本件処分では不存在としたが、今後適正管理のため備品管理台帳に記載し審査請求人に提示するとし、それ以外に一部不開示とした公文書は作成しておらず不存在であるとしている。

まず、監視カメラ a に関する公文書であるが、実施機関の主張は、備品管理台帳は規則別表第 1 中資産勘定で購入した備品を管理するために作成し、同表中費用勘定で購入の消耗備品については備品管理台帳の作成を必要としない取扱いであり、監視カメラ a は消耗備品として購入したため備品管理台帳を作成していないというものである。

この主張は、規則に基づく事務処理がなされているとするものであり、それ自体としては合理的で信用できるものと考えられる。

また、監視カメラ b の備品管理台帳に関する実施機関の主張は、監視カメラ a と同様に監視カメラ b も規則別表第 1 中費用勘定の消耗備品として購入したため、本来備品管理台帳を作成する必要はないところ、医療事故や苦情等に対応する安全管理室が管理していくものであるため、継続して使用し故障の有無などを備品と同様に確認・管理していくことが望ましいと購入当時の担当者が判断したというものであるが、同じく消耗備品で購入した 2 つの監視カメラの一方は備品管理台帳が作成されておらず、もう一方は備品管理台帳が作成されていることは、今回の件で混乱を招き、審査請求人の不信感を招く結果となったことは否めない。

しかしながら、備品管理事務にかかわらず、担当者の判断により、その裁量の範囲内で業務を改善していく行為は決して珍しいことではない。

今回の古い監視カメラ a に備品管理台帳が作成されておらず、新しい監視カメラ b に備品管理台帳が作成されていることは、管理の面からすれば適切な方向での改善と言える。

したがって、監視カメラ a の備品管理台帳がなく、監視カメラ b について備品管理台帳が存在することには不合理があるとは認められない。

次に、監視カメラ b に係る(4)の実施状況を記した公文書について実施機関は、ステッカー表示では 24 時間稼働中としているが、実際には 24 時間稼働しておらず、運用マニュアルにて稼働させるときは当事者に使用可能か確認して稼働することとしており、審査請求人との面談時は稼働させる必要がないと判断したため、録

画録音していないと主張している。

この点、運用マニュアルによればカメラを稼働させるときは当事者である審査請求人に使用可能か否か確認の上稼働させることとなっているところ、実施機関は、今回の審査請求人との面談時において審査請求人に対しカメラを稼働させてよいか否か確認していない。

また実施機関は、今回の審査請求人との面談前に審査請求人から暴言等を吐かれるなどして審査請求人と敵対的な関係にあったわけではなく、今回の面談は単にカルテ開示に関する相談のため求められたに過ぎないことからすれば、今回の審査請求人との面談時において監視カメラの稼働の必要性を感じることもなく、監視カメラを稼働させなかったため録画録音されていないとの実施機関の主張は、直ちに不自然・不合理であるとは認められない。

なお、監視カメラcに関する公文書については、弁明書にて実施機関は文書不存在を主張しつつ、今後はこのような処理を改め、審査請求人に対し作成した文書を開示するとしているので、これを了とする。

また、審査請求人は反論書にて、実際の運用と異なるステッカー表示への対処及び相談室からの監視カメラの撤去等を求めているが、それらは本件審査請求における当審査会の判断の対象ではない。

さらに、審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

2 結論

以上により、土岐市長が審査請求人に対して令和2年5月27日付けで行った公文書一部開示決定処分について、実施機関が開示するとした監視カメラcに関する公文書については開示すべきであるが、その他の部分については妥当である。

第4 審査庁の判断

審査庁は、審査会の判断について妥当と判断する。

よって、監視カメラcに関する公文書については理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定を適用し、その他の部分については同法第45条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

令和3年3月9日

審査庁 土岐市長 加藤 淳 司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、土岐市を被告として（訴訟において土岐市を代表する者は土岐市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、土岐市を被告として（訴訟において土岐市を代表する者は土岐市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。